

## <2022 年度事業の基本方針>

現在の社会における過疎化、貧困格差、さらには新型コロナウイルスやウクライナ戦争等による社会経済の混乱等によって、日常生活の維持すら困難な時代に直面しようとしています。私たちの「市民の力」が、これからの困難な時代には必要であることを、改めて認識する必要があります。

今年 10 月から、道路交通法施行規則の改正により、5 台以上の車両を保有する活動団体では、安全運転管理者が運転者に対しアルコール検知器による飲酒確認等を行うことが義務づけられます。安全性を高める制度改正に異議はありませんが、一方で、市民のたすけあいで移動困難者の移動を支えてきた自家用有償旅客運送団体にとっては、実務の負担や財源的な課題を含めた規制強化になっている側面があります。自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づいて運行管理が求められているのに、道路交通法に基づく安全運転管理者の業務も実施するのは二重規制ではないかということで、安全運転管理者の選任の対象外になる見通しですが、こうした改正内容を正しく理解することも容易ではありません。

他にも公的な福祉・介護サービスを実施する場合は、それらの根拠法令に基づく整備が必要となるなど、多数の法制度が絡み合う中での「やりにくさ」があります。そして、ガソリン代の高騰や担い手不足も加わり継続が困難な団体も多々見受けられます。

自家用有償旅客運送の必要性は全国各地で散見されますが、今、市民活動による移動サービスは大きな岐路に立っていると断言して過言ではありません。

そもそも、私たち全国移動ネットは移動サービスの推進、支援を通じて誰もが自由に移動できる社会づくりを推進する団体です。この社会づくりには、国や自治体の責任も当然発生します。交通政策の理念法として制定されている「交通政策基本法」の第 2 条では、「交通」を以下のよう

国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないもの

公共交通機関だけが、この交通の定義にある「国民の自立した日常生活及び社会生活の確保」等を担っていくのは困難です。連携のあり方は地域によって様々ですが、自治体と交通事業者、そして自家用有償旅客運送や「許可・登録を要しない輸送」を実践している非営利活動団体等が協力しあうことが今後益々重要です。このような視点を踏まえ、地域における移動ニーズの対応力を強化するため、2022 年度は以下の 4 点を基本方針として掲げます。

1. 国が示す「許可・登録を要しない輸送」（登録不要の互助活動等）について、様々な制度活用の可能性を追求しながら推進します。そのための調査研究や普及ツールの開発、学習会、講師派遣等を充実します。
2. 自家用有償旅客運送の置かれている状況を整理し、継続性の向上改善に向けた施策を検討します。
3. 障がい児の通学支援に関して、2021 年度に取り組んだ調査結果を基にした普及啓発のための広報ツールを作成し、福祉制度や自家用有償旅客運送を活用した障がい児・者の移動支援事業の広がりを追求します。また、障がい者の通勤支援等についても引き続き検討します。
4. 全国移動ネットの取組を多くの会員や関連団体が把握できるよう、情報発信のあり方を見直します。特にホームページやメールマガジンなどの web 関連の改善やアーカイブを整備するなど、必要な情報をすぐに入手できるような整備を進めます。

以上

4つの事業を重点項目とし、他の事業も前年度と同様に継続する。「実施体制」は下の通り。

「プロジェクト」：独立してリーダー＋事務局を置く。メンバーは理事のほか会員・関係者を含む。

「担当理事」：理事会の方針に沿って、担当理事が起案・実施し、事務局が実務を補助する。

「講師」：会員・関係団体等からの要請に応じて、理事や登録講師を派遣する。

「事務局」：事務局が企画し実施する。

定款上の分類	主な事業内容	実施体制
1、情報・相談 (4、情報化含む)	<b>【重点4】全国移動ネットの取組を会員・関連団体が把握できるよう情報発信のあり方を見直す</b>	事務局
	移動サービスに関する相談対応	事務局
2、立上げ運営支援	<b>【重点1】国が示す「許可・登録を要しない輸送」(登録不要の互助活動等)について、様々な制度活用の可能性の追求・推進</b>	担当理事 (テキストはプロジェクト)
	団体の立ち上げ・運営に役立つツールの提供	
3、ネットワーク構築	自家用有償旅客運送および登録不要の活動推進に向けた地域ごとのネットワーク活動の支援	全理事(各地)
5、研修	(1) 運転者講習の開催	担当理事、講師
	(2) 安全なサービス提供に役立つツール等の企画	担当理事
6、調査研究	<b>【重点1】「住民主体の移動支援が高齢者の介護予防にもたらす効果に関する調査研究」(社福協委託事業)</b>	プロジェクト (委員会)
7、政策提言	<b>【重点2】自家用有償旅客運送の状況の整理と改善施策の検討</b>	全理事
	<b>【重点3】障がい児・者の通学・通勤を目的とした福祉有償運送と移動支援事業等の活用事例に関する調査と情報発信</b>	プロジェクト (担当理事)
8、出版	(1) 移動サービス情報誌「モヴェーレ」発行	プロジェクト
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布・改訂	担当理事
	(3) 講習用教材となる動画の制作	
9、被災地支援	ももくり送迎基金を通じた被災地の移動困難者支援	担当理事
組織運営	総会、理事会、企画委員会の開催、事務局運営	全理事

## < 1 > 2022 年度事業計画（重点項目のみ）

1. 国が示す「許可・登録を要しない輸送」（登録不要の互助活動等）について、様々な制度活用の可能性を追求しながら推進します。そのための調査研究や普及ツールの開発、学習会、講師派遣等を充実します。

- 2022 年 3 月末に、「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」（改訂版）が発行され、どのような仕組みが「許可・登録を要しない輸送」に該当するかが改めて整理された。自治体や生活支援コーディネーター、関係機関から寄せられる講師派遣依頼やアドバイザー派遣依頼、相談対応等を通じて、このパンフレットを活用するとともに、先行事例の資料や担い手育成用の講習テキストなどを作成する。
- 2021 年度に引き続き、医療経済研究・社会保険福祉協会の委託研究である「住民主体の移動支援が高齢者の介護予防にもたらす効果に関する調査研究」を実施する。次の 3 つの調査から介護予防効果があることが明らかになれば、各団体のモチベーションにもなるだけでなく、市町村の施策としても位置付けやすくなることが期待される。

【調査 1】移動支援の利用者および担い手への定量的・定性的調査

【調査 2】利用者への移動支援の機能に関するヒアリング調査

【調査 3】移動支援を利用している要支援者等と利用していない要支援者等の変化の比較分析

2. 自家用有償旅客運送の置かれている状況を整理し、継続性の向上改善に向けた施策を検討します。

- 福祉有償運送は、担い手不足や財源不足が常態化しており、実施団体による自助努力だけでは継続性を担保することが難しくなっている。行政とのつながりが弱く支援が得られない中で、撤退が進むと、結果として移動困難な人が困ってしまう。福祉有償運送の意義や「できること・できないこと」について、認知を広げる取り組みを検討する。
- 一方で、介護タクシー（限定許可）が増え、一般タクシーのサービスも多様化しているため、地域によっては、福祉有償運送に求められる役割が変わりつつある。お金にならない人や重複する課題を抱えている人、制度の狭間になっている人（個別性の高い人）が取り残されている。それを福祉有償運送が支える必要があるが、難しい支援であり負担に見合った報酬などが得られないと実施しにくい。また、移動に困っている人の支援に関するプロフェッショナルがおらず、どのような制度やサービスを利用するのがいいか、適切な相談支援ができないことも課題である。こうした状況を整理し、福祉有償運送の運営支援を行っている自治体の事例、特別支援学校の送迎受託事例、人材育成を自治体が行う動き、相談・配車センターの設置なども参考に、対策を見出す必要がある。
- 道路交通法施行規則の改正によって、登録車両が 5 台以上の場合、2022 年 10 月からアルコール検知器による飲酒確認が義務付けられる。また、安全運転管理者と運行管理の責任者の業務が一本化され、自家用有償旅客運送は安全運転管理者の選任対象から除外される。これらの取扱いについて、国土交通省から示される施行規則や通達を注視し、自家用有償旅客運送の実態に合った内容になるようはたらきかけを行う。

3. 障がい児の通学支援に関して、2021 年度に取り組んだ調査結果を基にした普及啓発のための広報ツールを作成し、福祉制度や自家用有償旅客運送を活用した障がい児・者の移動支援事業の広がりを追求します。また、障がい者の通勤支援等についても引き続き検討します。

- 2021 年度に作成した通学支援の報告書で取り上げた、福祉有償運送と移動支援事業の活用事例を、パンフレットにまとめ直し、福祉有償運送団体と地元市町村が活用できるツールとして情報発信していく。医療的ケア児の通学支援の動きについては、2021 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」）が成立し、同年 9 月に施行されたばかりで、具体的な施策づくりや実施体制の整備には至っていない自治体がほとんどである。福祉有償運送やタクシーなどを医療的ケア児の通学支援に活用することが可能か、課題や対策を検討する。
- 障がい者の通勤支援については、活用できる制度や、自治体の施策が変化している時期でもあり、実態把握が難しい面がある。2020 年からスタートした地域生活支援事業の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の広がりが鈍いことも含め、当事者団体との情報交換などを通じて、状況把握に努める。

4. 全国移動ネットの取組を多くの会員や関連者が把握できるよう、情報発信のあり方を見直します。特にホームページやメールマガジンなどの web 関連の改善やアーカイブを整備するなど、必要な情報をすぐに入手できるような整備を進めます。

- 全国移動ネットの会員は、地域のネットワーク組織の加盟会員を含めると、延べ約 900 団体・事業者になる。また、年間に約 200 件の相談・問合せが寄せられるが、その多くは国交省の示す「許可・登録を要しない輸送」の立ち上げに関するもので、一部には利用を希望する人からの相談もある。それに対し、現在のホームページは、どの情報が誰向けに掲載されているのかがわかりにくい。見たい資料や動画にたどり着きやすくするようリニューアルすること、主催・共催している行事を動画として記録し、随時一般公開すること、担い手の募集に役立つ広報を行うことなどを検討していく。

## < 2 > 重点項目以外の事業計画

前ページに掲げた重点項目のほか、定款に基づいて以下の通り取り組みます。

定款上の分類	取り組み課題	2022 年度実施計画
1、相談対応および情報提供 (4、情報化含む)	(1) HP、ニュース等による情報配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>メールによるお知らせを会員関係者や市町村の高齢福祉部局向けに、平均月 2 回配信する。</li> <li>facebook のページへの投稿によって、主要な事業の様子を広く知らせる。</li> </ul>
	(2) 移動サービスに関する相談対応、「全国どこでも旅ネット」のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局及び理事関係者による、相談対応共有ミーティングを定例開催する。事務局が対応してきた相談ケースについて情報共有を図り、対応できる人材の確保に努める。</li> <li>「全国どこでも旅ネット」(＝移動困難な方の広域の外出希望に対する移動サービス等のコーディネート)は依頼に応じて行う。</li> </ul>
支援 2、立上げ運営	(1) 移動サービスの立上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動の問題を抱えている自治体や社会福祉協議会、地域団体等からの問合せ・支援要請に応じて、理事を講師として派遣する。</li> </ul>
	(2) 団体の運営に役立つツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員間の車両等の譲渡仲介。</li> <li>移動サービス団体向けの保険商品の検討と情報提供。</li> </ul>
構築 3、ネットワーク	自家用有償旅客運送および登録不要の活動等の地域でのネットワーク活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や地方ごとの交流行事や研修会開催に対し、正副理事長及び在京理事、事務局長等を派遣する。地元理事が中心となって企画し、会員や福祉有償運送団体だけでなく、社会福祉協議会や自治体の職員等の参加も募ることで、幅広いネットワーク形成をめざす。</li> </ul>
5、研修開催及び開催支援	(1) 次世代の人材育成とそのため研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習含む)を2か月ごとに定期開催する(世田谷、立川にて)</li> <li>国土交通大臣認定講習、施設送迎運転者講習、福祉有償運送の現任者講習等の任意講習について、依頼に応じて出張講習を行う。</li> </ul>
	(2) 安全なサービス提供に役立つ講習等の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホンダと検討してきた施設送迎運転者講習のプログラム及びテキストを、重点項目であるテキストに統合する形で盛り込む。</li> <li>福祉有償運送等に従事し地域に貢献している運転者に、「地域貢献ドライバー」バッジを授与する。各地の団体推薦・注文する。関連行事等を通じて積極的にPRする。</li> </ul>

7、 政策提言	法制度の課題解決に向けたはたらきかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省に対し、総合事業による住民主体の移動支援が広がるようはたらきかけるとともに、国及び自治体に、重点項目(2)による提言やはたらきかけを行う。</li> <li>・運輸総合研究所による「高齢者等の移動手段確保策に関する検討会」への理事派遣を行う。</li> <li>・主催行事や関係団体との共催行事などを通じて、広く住民主体の移動支援に関する課題提起や情報の共有化を図る(さわやか福祉財団主催「いきがい・助け合いサミット」、全国社会福祉協議会主催「生活支援フォーラム」、総会記念行事のフォーラム等)。</li> </ul>
行 8、 会報・ 出版物発	(1) 移動サービス情報誌モヴェーレ発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モヴェーレ 36号,37号を制作する。一部のメンバーの執筆の負担を軽減するため、外部の執筆担当者を増やす。</li> <li>・facebook等を活用し、読者層の拡大を図る。</li> </ul>
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」の増刷</li> <li>・講習用教材として動画制作(4科目×各5分程度)</li> <li>・取り扱い書籍全般の広報・販売。</li> </ul>
支援 9、 災害	ももくり送迎基金への運営委員派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合、ももくり送迎基金を通じて被災地での移動困難者支援を行う。</li> <li>・基金の運営委員として移動ネット理事等が参画する。</li> </ul>

### その他：関係団体との連携および委員等の派遣（予定）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県「地域包括ケアシステム構築促進アドバイザー派遣事業」（アドバイザー派遣）</li> <li>・新潟県「新潟県生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業」（アドバイザー派遣）</li> <li>・山梨県「生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業」（アドバイザー派遣）</li> <li>・長野県「移動サービス後方支援体制整備事業」（相談事業、アドバイザー派遣）</li> <li>・静岡県「移動サービス後方支援体制整備事業」（相談事業、アドバイザー派遣）</li> <li>・愛知県「愛知県移動支援モデル事業」（委員およびアドバイザー派遣）</li> <li>・奈良県「奈良県での移動支援に係る市町村へのアドバイザー支援」（アドバイザー派遣）</li> <li>・高知県「高知県地域公共交通支援アドバイザー」（アドバイザー派遣）</li> <li>・社会福祉法人 日進市社会福祉協議会「日進市高齢者移動支援推進事業」（アドバイザー派遣）</li> <li>・長野市地域包括ケア推進課「地域たすけあい事業」（アドバイザー派遣）</li> <li>・三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティングによる老健事業（アドバイザー派遣）</li> <li>・一般財団法人 運輸総合研究所「高齢者等の移動手段確保方策検討委員会」（委員派遣）</li> <li>・一般社団法人 全国食支援活動協力会（運営委員）</li> <li>・特定非営利活動法人 日本NPOセンター（評議員）</li> <li>・くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2022（実行委員）</li> <li>・一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金 助成プログラム（アドバイザー派遣）</li> <li>・「広がれボランティアの輪」連絡会議（加盟団体）</li> <li>・特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会（加盟団体）</li> </ul>
---

- ・新地域支援構想会議（構成団体）
- ・福祉有償運送運営協議会：市川市、さいたま市（委員派遣）

### < 3 > 組織関連の活動計画

大項目	活動方法	内容、等
総会・理事会開催	通常総会 1 回、通常理事会 4 回の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 16 回通常総会：6 月 18 日。新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面表決を中心とする</li> <li>・理事会：2022 年秋、2023 年 2～3 月（東京／総括と方針）、2023 年 5 月（東京／総会議案承認）、2023 年 6 月（東京／総会同日）の合計 4 回を開催予定。</li> <li>・理事会は Zoom やメーリングリストを活用して日常的な情報共有及び意思決定を行う。</li> </ul>
事務局活動	①日替わりの事務局勤務体制 ②事務局会議（適宜） ③事業推進に必要な実務 ④組織運営に必要な実務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長および事務局員 4 名が交代で事務所に勤務する。事業の一部補助を委託契約の職員が担当。調査研究事業については、必要に応じ委託契約を追加する。</li> </ul> 事務全般：鈴木貴子（週 4 日）、大森ひろみ（週 1 日）、菊池美雪（週 2 日） 会計：下出敦子（週 2 日） 事務局長：伊藤みどり（専従）
企画委員会	役員を核とし、参加できる理事、関係者の参加を得て月 1 回の定例開催（総会理事会開催月を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の情報共有化を通して、組織方針に沿った円滑な事業実施を図る。理事会が組織方針を出すための素案、課題を協議し理事会に提起する。理事会議決事項以外の軽微な事項を協議し、理事長判断で決定・遂行する。</li> <li>・地方理事の WEB 会議参加を促進するため、Zoom ミーティングの活用をサポートを行うほか、環境整備を進める。</li> </ul>



## 2022年度 活動予算書

2022年 4月 1日

～ 2023年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	870,000	
賛助会員受取会費	120,000	990,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	760,000	760,000
3. 受取助成金等		
受託事業収入(静岡県より)	2,823,000	
受託事業収入(社福協より)	4,741,120	7,564,120
4. 事業収益		
.1.相談対応及び情報提供	0	
.2.移動サービスの立ち上げ及び運営支援事業	2,320,000	
.3.移動サービスの連携とネットワーク化支援事業	0	
.5.研修及講演会等の開催及支援事業	2,250,000	
.6.調査研究事業	0	
.7.法制度等の政策提言活動	700,000	
.8-1.会報・出版物の発行等普及啓発活動(機関誌)	80,000	
.8-2.会報・出版物の発行等普及啓発活動(書籍一般)	4,350,000	
.9.被災地における移動困難者の支援	0	9,700,000
5. その他収益		
受取利息	150	
		150
経常収益計		19,014,270
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当(按分)	5,091,675	
雑給	52,500	
通勤費(按分)	134,894	
人件費計	<b>5,279,069</b>	
(2)その他経費		
売上原価	1,392,153	
外注費	1,883,625	
会議費	148,000	
旅費交通費	2,009,637	
通信費	302,800	
印刷費	272,230	
事務消耗品費	33,238	
水道光熱費(按分)	51,066	
支払手数料	307,282	
保険料	0	
支払報酬料	3,950,100	
寄付金	0	
家賃・管理費(按分)	521,278	
租税公課	0	
雑費	0	
図書・資料代	43,700	
法定福利費(按分)	510,682	
荷造運賃	208,873	
広告宣伝費	44,000	
交際費	0	
諸会費	0	
賃借料	85,000	
その他経費計	<b>11,763,664</b>	
事業費計		17,042,733

2. 管理費			
(1)人件費	給料手当(按分)	183,300	
	雑給	10,000	
	通勤費 (按分)	5,106	
	人件費計	198,406	
(2)その他経費	外注費	0	
	会議費	40,000	
	旅費交通費	260,000	
	通信費	220,000	
	印刷費	130,000	
	事務消耗品費	50,000	
	水道光熱費 (按分)	1,934	
	支払手数料	12,000	
	保険料	15,000	
	支払報酬料	66,000	
	寄付金	500	
	家賃・管理費 (按分)	19,722	
	租税公課	867,300	
	雑費	0	
	図書・資料代	0	
	法定福利費 (按分)	19,318	
	荷造運賃	40,000	
	広告宣伝費	0	
	交際費	10,000	
	諸会費	16,000	
	賃借料	0	
	その他経費計	1,767,774	
	管理費計		1,966,180
経常費用計			19,008,913
	当期正味財産増減額(税引前)		5,357
	未払法人税等		200,000
	前期繰越正味財産額		7,745,454
	次期繰越正味財産額		7,550,811

事業収益について:定款上の事業のうち「4、移動サービスに関する情報化推進事業」は「1、移動サービスに関する相談対応及び情報提供の支援」に含みます。

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

単位(円)

	990,000	
	760,000	
	2,823,000	
	4,741,120	
	0	
	2,320,000	
	0	
	2,250,000	
	0	
	700,000	
	80,000	
	4,350,000	
	0	
	150	
	19,014,270	
	1,684,980	
	685,173	
	978,000	
	1,392,153	
	124,700	
	995,287	
	1,312,490	
	105,435	
	803,766	
	4,094,653	
	1,489,016	
	479,028	
	166,145	
	15,440	
	9,585,960	

